

広島文化学園大学大学院報 (No. 5)
社会情報研究科

博士學位論文

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

第5号

令和元年 (2019年) 12月

広島文化学園大学

広島文化学園大学大学院報 (No. 5)

社会情報研究科

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 第5号

令和元年(2019年)12月

本学は、学位規則(昭和28年4月1日、文部省発令第9号)に基づく広島文化学園大学学位規定により、次のとおり学位を授与した。その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットおよび印刷公表します。(令和元年9月27日に授与した1件を掲載。)

博士の専攻分野の名称	氏名	論文題目	頁
(令和元年9月27日)博士(学術)	大藤文夫	地域協働管理の研究 —地域協働管理の主体についての調査・研究—	1

氏 名（本 籍）	大藤文夫（山口県）
博士の専攻分野の名称	博士（学術）
学 位 記 番 号	乙第2号
学 位 授 与 年 月 日	令和元年（2019年）9月27日
学 位 授 与 の 要 件	学位規程第2条該当
論 文 題 目	地域協働管理の研究 —地域協働管理の主体についての調査・研究—
論 文 審 査 担 当 者	（主査）教授 今田寛典 " 松尾俊彦 " 東條武治 " 廣瀬 肇 （学外審査員） 中田 實（名古屋大学名誉教授）

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文の内容の要旨

1. 問題意識と目的

本論文は、地域協働管理の理論的枠組みの考察及びフィールド調査と分析に基づき理論的枠組みの実証性を検証することを目的としている。

少子超高齢化、人口減少が急激に進展している現在、地域協働はまちづくりに不可欠なものとして捉えられている。行政だけでは、また地域住民だけでは解決できない地域課題について、相互が協力して解決に向けて活動する。住民個人は勿論、自治会、まちづくり委員会等といった組織、また、ボランティア、NPO、企業等にも参加が求められている。さらに、地域の外からの参加がクローズアップされているところでもある。このように個人や多様な組織が、ベクトルを同じくして活動するにあたり、個々の活動を調整することが重要になる。“船頭多くして船山に上がる”とも言われるように誰が調整、管理するのか。協働に係わる個人・組織等の管理に関しては、未だ研究途上にある。多様な視点からの研究が重要である。

以上のような観点から本論文は、地域協働管理について理論的枠組みの検証、そして地域協働によるまちづくりを事例とする実証研究の両面から地域協働管理の現状と課題、そして課題の解決について研究することを目的としている。

2. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序論

第1編 地域協働管理の理論的研究

第1章 地域共同管理論と協働論

第2編 地域協働管理の主体についての調査・研究

第1章 地域協働管理の住民主体

第2章 地域協働管理の組織的主体

第3章 地域協働管理の行政施策

第4章 地域協働管理の担い手育成

第5章 見守りと防災

第6章 外部との交流から、外部との協働へ

第7章 展望と課題

3. 本論文の要約

序論では、本研究の課題について整理している。

本研究の課題は、地域共同管理論を地域協働管理論へ展開させることである。協働は参加の一つの段階である。協働の必要性、また可能性については、中田*の地域共同管理論が適切に説明している。*中田実（1998）、地域協働管理の社会学，東信堂

第1編では、地域協働管理について地域共同管理論と協働論の側面から理論的な考察を行っている。

地域共同管理論は、人びとの生活における土地の共同という事実に基づいている。土地(及び関連資源)の利用が適切に調整されないと、混乱、被害、侵害が生じる。所有という方法では、なお課題が残り続けている。他方で、また共同は協調がある様を意味している。地域共同管理論は、その協調性のあるまちづくりの可能性、また取り組みの実態を説明している。そのまちづくりを進めていくためには、行政等の他の主体とともに、直接に土地を利用する（影響を与える・受ける）主体である住民の係わりが重要になる。この意味で、地域共同管理論は、現段階の住民自治のまちづくりを説明するのに適した理論枠組みである。

また地域共同論管理論には、協働への射程も内在している。土地の共同は、関係者が切り離せない縁にあることを意味しているので、管理に多様な（異なる）主体に係わるのは当然のことである。中田*は、諸主体が相互協力（パートナーシップ）することで、地域共同管理が初めて成り立つと指摘している。つまり地域共同管理の方法論的側面を強調したものが、地域協働管理である。 *中田，前出

ではどのようにしたら協調が生まれるのか。協働論はその一つの提案である。協働論は

改めて諸主体の連携の可能性を問ったものである。協働論の要点は、①行政以外の主体も公益を追求する（公共性を担う）ことを認めたこと。②まちづくり事業のPDCAの各過程に各主体が参加すること。③各主体の連携に当たって、各々の違いを活かすこと（コラボレーションの側面）。④事業目標が一致するかを問うこと。⑤そのための前提としての対等性（パートナーシップの側面）を保証することである。行政側の協働の導入意図はともかく、行政以外の他の主体も公共を担えると表立って認めたことは画期的である。これらは市民活動・ボランティア・NPOの側からの発想であるが、地縁団体が含まれる地域協働においても妥当すべきである。このようにして、協働論が提起しているのは、まちづくり方法論の転換（行政主導から協働のまちづくりへ）でもある。

こういった多様な主体の連携が実現される（100%ではないにしても）のは、住民を中心とした各主体の主体性が介在しているからである。よって地域協働管理を実践することが、これからのまちづくりの課題である。第2編の事例分析は、事例の中にその展開（とくに主体性の現れ）をみようとしたものである。

第2編では、地域協働管理の主体について第1章から第6章の視点から調査・研究を行い、考察している。

まず、第1章では、地域協働管理の住民主体について考察している。

住民主体の成立を地域コミュニケーション問題としてとらえれば、3つのポイント（①主体化、②公開性の保証、③リアリティの共同化）がある。①にとって重要なのは③である。それは共同の体験であり、現在の地域社会で失われたものである。しかしそれを新たに獲得する試みがワークショップである。

民生委員は行政協力員の典型である。民生委員調査からは以下のことが確認できた。現状では、孤立した民生委員、担い手に困る民生委員といった姿がある。民生委員は地域社会から生まれ、地域社会と専門機関（行政）に支えられることで活躍できる。

第2章では、地域協働管理の組織的主体について考察している。

呉市自治会調査からは、以下のことが明らかになった。自治会は多くの活動を引き受けようとしている。自治会には強さと弱さがある。弱さを補うのが協働の理由である。広域における自治会と【生涯学習の集団】や【ボランティア/NPO】との協働の可能性が、今後伸ばすべき点である。

アソシエーション（呉NPOセンターYYY）調査からは以下のことが確認できた。会員の活動は、各会員の既存のネットワークからスタートしている。YYYは、地域社会における一つの有効なネットワークを提供している。YYYの発展方向として考えられることは、協働の中で自らの活動を展開することである。

ボランティア論の再考からは以下のことが確認できた。公益性（利他性）、無償性、自発性というボランティアの要素の基底には、共同関係がある。ボランティアをする側は相

手を対等に扱おうとするが、自らも対等に扱われることを求める。ボランティアが目指す市民社会とはそのような社会である

福祉では自発性に基づく活動がなされてきた。岡村*は、今日の協働とも通じる、国家（行政）との接点での「批判的協同の原則」を提唱する。コミュニティへの参加を徹底することが、動員という危惧を払拭する術である。福祉教育によって住民の主体性を陶冶していくこと、参加をさらに制度的に保証していくことが重要である。

*岡村重夫（1983）、社会福祉原論、全国社会福祉協議会

第3章では、地域協働管理の行政施策の視点から考察している。

協働は行政発の施策である。それは住民等の活動を支援するという形をとる。広島県には、宮澤弘元知事が強力なリーダーシップでコミュニティ施策を進めたという歴史がある。それを受け止めてコミュニティ施策を展開したのが、廿日市市である。廿日市市は、町内会を基盤に、その他組織を網羅的に加えた組織（「コミュニティ推進協議会」方式）を全市的に展開させた。その後の協働施策では、円卓会議が提案された。円卓会議は「対等な立場で話し合う場」であるが、四季が丘地区の事例からは、住民の主体性およびそれを表に出す工夫があった時に、その場は機能することがわかる。

また呉市で行った調査、呉市の取り組みからは以下のことが確認できた。協働施策を評価する視点として、(1) 協働を進める原理と (2) 協働事業の要点が確認できる。組織づくりでは、まちづくり委員会の設立がある。同委員会で地区まちづくり計画がつくられ、各事業について役割分担がなされ、協働事業が展開している。この組織が地域協働管理組織として期待される組織である。しかしまちづくり委員会の課題は二つある。第一は、アソシエーションやNPOとの連携である。第二は、団体自治機能である。

第4章では、地域協働管理の担い手育成について考察している。

担い手育成調査からは以下の点が確認できた。呉市の自治会をあてにした行政協力システムも、転換期を迎えている。第2地区まちづくり委員会は、親睦活動（絆をつくる）から問題解決型の活動（交通安全、防犯）につなげていった。組織面では、地縁ストックの中から新たな担い手を発掘した。三条地区まちづくり委員会は、今回の地区まちづくり計画の見直し作業で、担い手の高齢化、次世代の担い手の育成、つまり多世代協働の必要性を確認し、中学生、中学校、PTAとの連携という戦略に帰結した。

第5章では、見守りと防災の観点から考察している。

呉市で行った見守り活動の調査からは以下の点が確認できた。見守りには訪問型（第2地区）とサロン型（三条地区）がある。両者とも、ふれあうことの今日的意義を認識させてくれる。第2地区の活動は、第2地区まちづくり委員会の発展のなかで生まれてきた。三条地区の活動では、「広場」として、子どもから大人、高齢者までがふれあっている。ま

た三条地区まちづくり委員会が支援している。

防災活動の調査からは以下の点が確認できた。防災は社会の管轄事項であり、コミュニティの管轄事項にもなる。警固屋地区では、親睦活動（さくら祭り）から始まった。そして防災活動とともに、安心安全をテーマに、防犯、交通安全、福祉活動にも展開した。第5地区では、災害発生後の対応可能な「備え」を想定して活動に取り組んできた。活動の中で防災面での主体化が図られている。

第6章では、外部との交流から、外部との協働へという、地域の外との協働の観点から考察している。

外部を活用することは、以前から行われてきた。重要伝統的建造物群保存地区を活用したまちづくりの検討からは以下の点が確認できた。重要伝統的建造物群保存地区はコモンズである。観光では、この資源を地域住民の日常から切り離されたものとして観光客に提供する。交流では、この資源を地域住民の日常の中にあるものとして、住民と交流客が一緒に楽しむ。それによって、定住者の心の活性化＝まちづくりの担い手としての成長、また交流客がまちづくりの担い手になることも期待される。呉市御手洗地区の重伝建を考える会の活動は、交流活動とともに、地区の持続可能性を問う活動（空き家対策、移住）に展開しようとしている。竹原市のNPO法人ネットワーク竹原は、空き家対策とイベントを行ってきた。しかし竹原としてマスツーリズムは目指さない。「この町が好きだ」というアニメファンとどう連携するかが注目される。

第7章では、総括として今後の展望と課題について述べている。

以上では、主体性の現れという点で、地域協働管理の実際をみてきた。地域協働管理は完成されたものではないので、様々な実践が行われること（様々な主体性の工夫がなされること）が望ましい。そこに地域協働管理の展開があり、研究上の焦点がある。

なお、地域協働管理の展開についての課題としては、当該団体に、団体自治をどう取り込むかという点がある。例えば、平成の合併と同時に導入された地域自治区がある。そこでは協働も同時に議論されている。地域協議会がどのように地域社会を代表するかは、その運用を含めて一様ではないが、その単位での団体自治機能が注目されている。

本論文では、住民自治をキーワードにしてきた。つまり行政との関係をどうつくるかという点で、団体自治機能は地域協働管理と係わってくる。この点については今後の課題としたい。

論文審査の結果

本論文は、地域協働管理の理論的枠組みの考察及びフィールド調査と分析に基づき理論的枠組みの実証性を検証することを目的としている。理論的枠組みとしては中田の地域共同管理論をレビュー・考察し、地域協働管理論へと展開することにある。また、実証性については、学位申請者が長年係わってきた協働によるまちづくり活動を通して得られた知見を整理・分析して考察している。

本研究の問題の所在は、少子超高齢化と人口減少が急激に進展している現在、地域協働がまちづくりに不可欠なものとして捉えられるところにある。行政だけでは、また地域住民だけでは解決できない地域課題について、相互が協力して解決に向けて活動することが期待されている。誰が参画し、どのように協働が進められるのかについては多くの研究報告がみられる。こういった問題意識をもち、まちづくりと協働の視点から研究を行った。地域協働管理に関する理論的及び実証的考察は時宜に叶った研究である。

本論文の構成は次の通りである。まず、序論で協働の意味、必要性、可能性について中田の地域共同管理論を概観し、本研究の位置付け及び意味付けをしている。

次に、第1編では地域協働管理の理論的研究として「地域共同管理論と協働論」、「協働論の内容」の視点から研究を行っている。

地域共同管理論は、まちづくりを進めるうえで、土地の共同利用に関して行政や他の主体及び土地の利用に直接影響を与え、受ける主体である住民の係わりが重要になることを指摘している。地域共同管理論は住民自治のまちづくりを説明するのに適した理論的枠組みである。

また、土地の共同は、管理に多様な主体が係わり、諸主体が相互協力することで、地域共同管理として初めて成り立つ。つまり地域共同管理の方法論的側面を強調したものが、地域協働管理である。

こういった多様な主体間の連携が実現されるのは、住民を中心とした各主体の主体性が存在するからである。地域協働管理の実践がこれからのまちづくりの課題である。

第2編では地域協働管理の主体について地域協働によるまちづくり事例を基に調査、研究を進めている。特に、「地域協働管理の住民主体」、「地域協働管理の組織的主体」、「地域協働管理の行政施策」、「地域協働管理の担い手育成」、「見守りと防災」、「外部との交流から、外部との協働へ」の視点から研究を行っている。

「地域協働管理の住民主体」

住民主体が成立するためには、住民の地域コミュニケーションへの参画が必要であり、現在の地域社会で失われている共同のリアリティについて、新たに復活する試み（ワークショップ）が実践され、多くの実績が積み重ねられている。

「地域協働管理の組織的主体」

例えば、組織として自治会が独自に管理できる部分とできない部分がある。できない部

分を補うのが協働である。広域での自治会、生涯学習の集団、ボランティア、NPO 等との協働について実証確認している。それが今後伸ばすべき点でもある。

「地域協働管理の行政施策」

もともと協働は行政の一施策であり、住民等の活動を支援するという形で始められた。ここでは、広島県廿日市市と呉市の事例を基に考察している。廿日市市の事例では、住民の主体性を表に出す工夫があった時に協働が機能することが示された。呉市の事例では、地域管理組織としてのまちづくり委員会の設立が重要である。まちづくり委員会の課題は、アソシエーションやNPOとの連携、そして団体自治機能にあるとしている。

「地域協働管理の担い手育成」

まちづくり委員会のように、各種組織を横に繋ぐことで、担い手を発掘できる。しかし担い手の高齢化、次世代の担い手の育成の課題があり、多世代協働が必要であるとしている。そのためには中学生、中学校、PTAとの連携が重要課題である。

「見守りと防災」

見守りには訪問型とサロン型があるとしている。両者とも、ふれあうことの今日的意義を示している。その具体的活動内容は様々であるが、子供から高齢者までがふれあう機会を創出、支援することが肝要である。

防災は社会の、またコミュニティの管轄事項である。防災活動とともに、安心安全をテーマに防犯、交通安全、福祉活動へと展開してきている。また、災害発生後の対応の活動へと進展してきている。

「外部との交流から、外部との協働へ」

内部の力が弱くなってきたときに、外部の力が活用される。重要伝統的建造物群保存地区（コモンズ）を住民と観光客と一緒に味わう交流の場とすることによって、住民のまちづくりの担い手としての成長、また交流客がまちづくりの担い手になることも期待される。さらに広島県呉市豊町御手洗地区の重伝建を考える会の活動は、交流活動とともに、地区の持続可能性を問う活動へと展開しようとしている。

以上、地域協働がまちづくりの要であることを理論的、実証的に研究を行い、地域協働管理における住民主体、組織的主体、行政の係り、担い手育成、見守りと防災への展開、外部との協働についての提言を行っている。

一方、地域協働管理は未だ研究途上であり、様々な実践が行われることが望まれる。そこに地域協働管理の展開があり、研究上の焦点がある。

また、団体自治機能は地域協働管理と係わってくる。この点については今後の課題としている。

以上を総合して、審査委員会委員一同は、本論文の独創的で新発見の多い研究成果が、博士（学術）学位論文として十分な内容と価値を有するものと認めた。

広島文化学園大学大学院報 (No. 5)
社会情報研究科

博士學位論文

論文の内容の要旨
及び論文審査の結果の要旨

第5号

令和元年(2019年)12月

発行 広島文化学園大学大学院社会情報研究科
〒731-4312 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 3-3-20
TEL : 082-884-1001
FAX : 082-884-0600
URL : <http://www.hbg.ac.jp>